

議案第223号

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正する条例案

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例（昭和40年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表保安港区の項第1号中「から第9号まで」を「、第8号の2、第9号」に改め、同表マリーナ港区の項第1号中「第8号の2」を「第8号の2、第8号の3」に改め、同表修景厚生港区の項第1号中「第7号」を「第7号、第8号の3」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築物その他の構築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

大阪港臨港地区内に指定される分区の区域内において建設等を規制すべき建築物その他の構築物の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例 (抄)

別表 (第 3 条関係)

分 区	建築物その他の構築物
省 略	省 略
保安港区	(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 6 号まで、第 8 号から第 9 号まで、 <u>第 8 号の 2、第 9 号</u> 第 9 号の 3 から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設 (2) - (4) 省 略
マリーナ港区	(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号まで、第 7 号、第 8 号の 2、 第 8 号の 3 及び第 9 号の 3 から第 10 号の 2 までに掲げる港湾施設 (2) - (5) 省 略
修景厚生港区	(1) 法第 2 条第 5 項第 2 号から第 5 号まで、第 7 号、 第 8 号の 3 、第 9 号の 3 から第 10 号の 2 まで及び第 12 号に掲げる港湾施設 (2) - (6) 省 略